

県営土地改良事業変更計画概要書

ほ場整備事業 伊延西地区

県営土地改良事業（ほ場整備事業・伊延西地区）変更計画概要書

1. 変更の概要

工種	変更前		変更後		増減	
	(千円)		(千円)		(千円)	
純工事費						
区画整理工	A=17.9ha*	470,000	A=17.7ha*	779,000	A=△0.2ha	309,000
測量試験費		25,000		42,000		17,000
用地買収及び補償費		4,000		8,000		4,000
換地費		31,000		41,000		10,000
小計		530,000		870,000		340,000
事務費		26,500		43,500		17,000
合計		556,500		913,500		357,000

*事業実施後の農地面積

2. 変更の理由

(1) 事業費の変更（340,000千円の増）

次の理由に伴い、事業費が増加した。

- ① 物価変動に伴う自然増
- ② 詳細設計に伴う用排水路の延長減による工事費減
- ③ 工事で支障となる電柱の追加による補償費増
- ④ 工事間調整により搬入土を仮置きする必要性が生じたことに伴う、仮置き場からの積込み・運搬に係る工事費増
- ⑤ 河川協議による設計変更に伴う測量試験費及び工事費の増
- ⑥ 湧水や軟弱地盤への対応に伴う工事費増
- ⑦ 暗渠排水工の設置間隔の変更による工事費増
- ⑧ 取水堰の更新に関する協議における安全性や取水量についての追加説明に係る測量試験費増
- ⑨ ICT・週休2日による工事費増

(2) 施行地域の変更

なし（全体計画区域 19.5ha）

（詳細設計に伴う受益面積（農地面積）の減 17.9ha→17.7ha（A=△0.2ha））

3. 事業計画変更概要

第1章 目的

当地区において、17.7haの水田等を対象に農地区画の拡大整形と道・水路整備を行うとともに、農地利用の集団化を推進し、担い手農家の育成や経営規模拡大により、優良農地の保全や魅力ある地域農業の確立を図る。

第2章 地域の所在及び現況

1 地域の所在

愛媛県西予市宇和町伊延

2 当該土地改良事業施行にかかる地域の現況

(1) 土地現況

当地区は、宇和盆地の北部に位置し、南北を山に囲まれ標高約250mの谷間の水田地帯である。中山間地域であることから5a～15aの狭小農地が多く、幅員の狭小な農道、老朽化した水路、不安定な用水源など農作業効率が悪く営農に多大な労力を要しており、担い手への農地集積を阻害している。

(2) 気象

宇和盆地に位置する当地区は、高原特有の気象で日較差や年較差が大きく、平均気温は15℃で、平均雨量は1,900mmである。

(3) 水利状況

当地区内では、地区内外のため池や河川水を用水源として利用しているが、用水系統が複雑で、且つ慢性的な水不足が発生している。

(4) 営農状況

当地区は、稲作を中心に野菜、その他多種多様な作物を栽培している。また、中山間地域であるため、狭小な農地が多く5～15aの小規模区画で、1戸当たりの平均経営規模は28aとなっている。

(5) 地域環境の概況

過疎化に伴う農業者の高齢化や後継者不足が問題となっており、今後ますます農作業や農地及び土地改良施設等の維持管理能力低下が懸念される中、多面的機能支払制度や中山間地域直接支払などにより非農家も含めた地域住民が農地や農業用水路等、地域資源の保全に努めている。

第3章 基本計画

小区画農地を30a以上の農地に整備し、用水路はパイプライン、排水路は開水路、また、乾田化を図るため暗渠排水を計画する。

なお、土砂流出や水質汚濁が生じないように、仮設等に十分配慮し、周辺環境への影響の軽減を図る。

第4章 工事の要領

1 工事概要(予定)

区画整理工 17.7ha

2 施設の維持管理

事業完了後は、西予市宇和町土地改良区において管理を行う。

第5章 換地計画の要領

計画区域内関係者で換地委員を選出し業務に当たることとしている。
概要等は別紙のとおり

第6章 費用の概算

事業費	870,000千円
事務費	43,500千円

第7章 効用

事業実施により、計画的な水管理や田畑輪換による増収や高収益作物の作付面積増加による作物生産効果、区画の拡大や農道整備による営農経費節減効果、維持管理費節減効果、耕作放棄防止効果や国産農産物安定供給効果など事業投資に見合う効用が発生するものと見込まれる。

第8章 他の事業との関係

特になし。

第9章 計画概要図

別添のとおり

別紙

換地計画の要領

1 換地計画樹立の必要性

当地区の農地は、1枚1枚が小さく、個々の所有地が分散しているうえ、農道や用排水路も老朽化のため、農作業効率が悪く、維持管理費の増大等、担い手への農地利用集積の妨げとなっている。

このため、ほ場整備を実施することにより、農地の集団化、高収益作物の導入による効率的かつ安定的な営農基盤を確立させ、担い手農家への集積を行い、地域の活性化を図る目的で換地計画を作成する。

2 換地計画樹立の基本方針

(1) 従前の土地の地積の基準

換地交付の基準とする従前の土地の面積は、土地改良事業計画決定の日の登記簿地積とする。但し、上記の日から1カ月以内に測量士、測量士補又は土地家屋調査士の測量した実測図及び隣接所有者の同意書を添付して申出があった場合は、その申出があった地積とする。

(2) 農地集団化の方法

区分 換地区	地帯別、グループ別 団地の設定	個人別換地の方法		
		位置選択	1戸当りの目標団地数	区画畦畔の取扱い
伊延西	地目別集団化	各人の従前の土地が最も密集した位置を中心に定める。	1～2団地	固定畦畔

(3) 非農用地の換地方針

区分 換地区	種類	非農用地区域 の位置の概略	面積 (単位:㎡)	換地手法	換地取得 予定者
伊延西	なし				

(4) 清算の方法

- 1) 土地評価 標準地比準評価方式
- 2) 土地価格 近傍類似の買収価格を参考とする
- 3) 清算方法 比例地積清算方式

3 国有地等の編入承認に係る地積

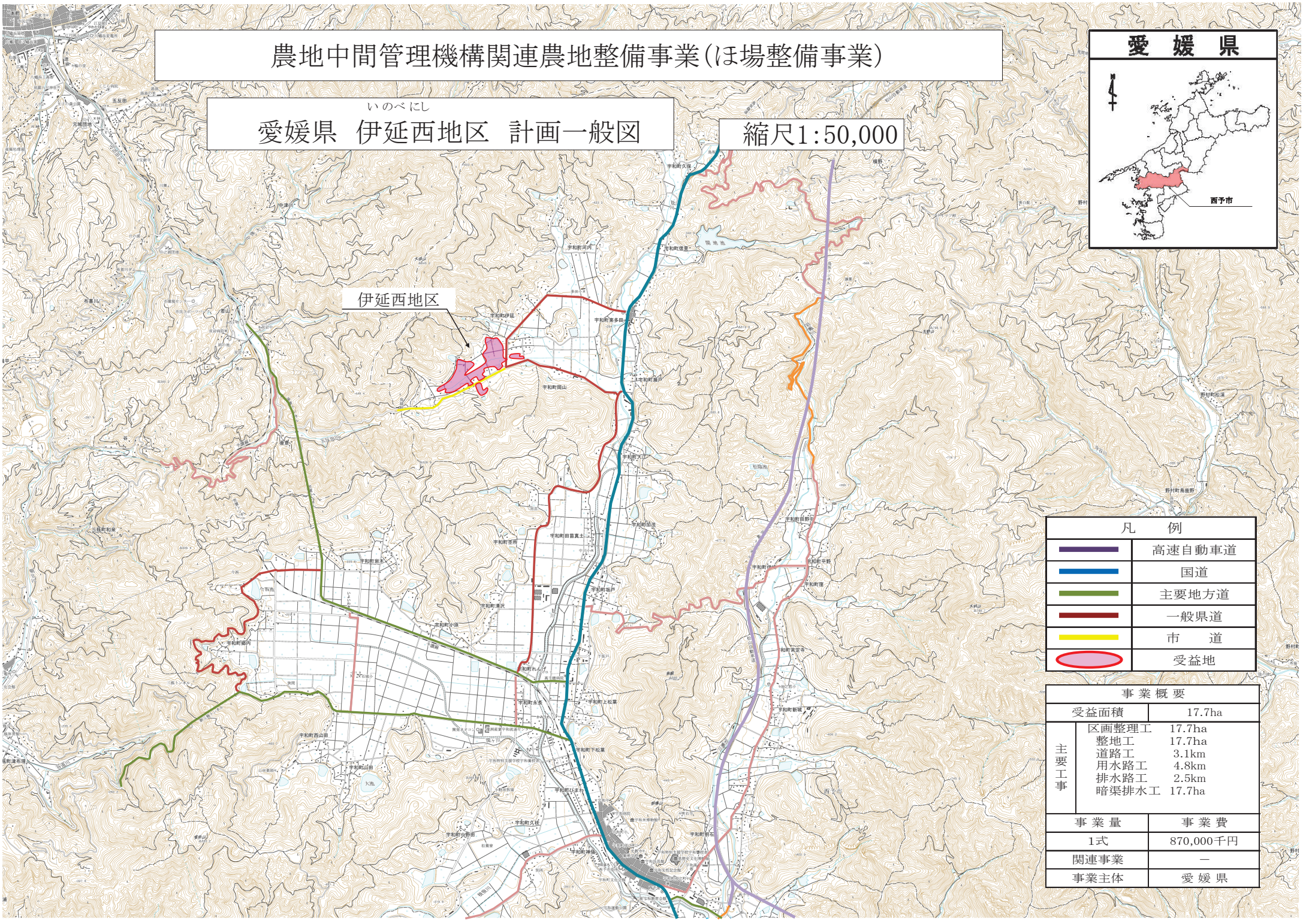
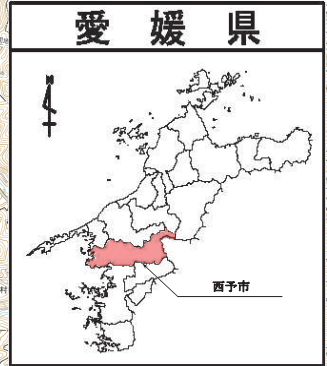
(単位:ha)

区 分 用 途	機 能 交 換 に 係 る 土 地				一 般	合 計
	国有地	県有地	市町有地等	計	国有地	
道路	—	—	0.6	0.6	—	0.6
水路	—	—	0.5	0.5	—	0.5
計	—	—	1.1	1.1	—	1.1

農地中間管理機構関連農地整備事業(ほ場整備事業)

いのべにし
愛媛県 伊延西地区 計画一般図

縮尺1:50,000



伊延西地区

凡 例	
	高速自動車道
	国道
	主要地方道
	一般県道
	市 道
	受益地

事業概要	
受益面積	17.7ha
主要工事	区画整理工 17.7ha
	整地工 17.7ha
	道路工 3.1km
	用水路工 4.8km
	排水路工 2.5km
暗渠排水工 17.7ha	
事業量	事業費
1式	870,000千円
関連事業	—
事業主体	愛媛県

県営土地改良事業（ほ場整備事業・伊延西地区）における
事業費等の負担区分の予定及び地元負担の予定基準

1 事業費の負担区分の予定（（ ）は変更前金額）

国庫補助金	543,750千円（331,250千円）
県費負担金	239,250千円（145,750千円）
地元負担金	87,000千円（53,000千円）
計	870,000千円（530,000千円）

2 事務費の負担区分の予定（（ ）は変更前金額）

県費負担金	43,500千円（26,500千円）
地元負担金	0千円（0千円）
計	43,500千円（26,500千円）

3 地元負担金の予定基準

地元負担金87,000千円は、土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第91条第6項の規定に基づき西予市が負担し、県に納付する。

内訳

工 種	負 担 者	
	西予市分	
	西予市（変更前金額）	受益者（変更前金額）
ほ場整備事業（事業費）	（53,000千円）	（-千円）
	87,000千円	-千円
ほ場整備事業（事務費）	（0千円）	（-千円）
	0千円	-千円
計	（53,000千円）	（-千円）
	87,000千円	-千円

（備考）

※地元負担金は1と2の合計額

※受益者の負担金はない

4 特別徴収金

この事業の施行に係る地域内の土地につき土地改良法（以下「法」という）第91条の2第6項各号（同項第1号の規定を農業経営基盤強化促進法第22条の6第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む）のいずれかに該当する者は、当該事業に係る法第87条の3第7項において準用する法第87条第5項の規定による土地改良事業計画の公告があった日から、工事の完了につき法第113条の3第3項の規定による公告があった日（その公告において工事完了の日が示されたときは、その示された日）の属する年度の翌年度

（その年度が到来する前の年度を知事が指定したときは、その指定した年度）の初日以後 8 年を経過する日までの間に、法第 91 条の 2 第 6 項各号に定める場合に該当することとなったときは、同条の規定により特別徴収金を徴収する。ただし、農業経営基盤強化促進法第 22 条の 6 第 1 項の規定により読み替えて適用する法第 91 条の 2 第 6 項第 1 号の農業経営等の委託をした者は、当該委託を解除したことにより同号ハに掲げる場合に該当することとなる場合であって、引き続き当該委託の解除に係る土地について農地中間管理事業の推進に関する法律第 2 条第 5 項に規定する農地中間管理権を設定した場合において、当該土地改良事業計画の作成に法第 87 条の 3 第 7 項において準用する法第 87 条第 5 項の規定による公告があった日から、当該農地中間管理権の存続する期間の終期までの期間が 15 年以上であるときは、この限りでない。